

- 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における  
事故防止等の徹底について（平成24年4月23日付け消  
防特第79号）  
P 1
  
- 化学プラントにおける事故防止等の徹底について  
（平成24年10月1日付け消防危第220号、消防特第  
195号）  
P 2
  
- 石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の  
充実強化等について（平成25年3月28日付け消防特第  
47号）  
P 6
  
- 広域共同防災規程作成指針及び広域共同防災規程作成指  
針の概説等について（平成19年1月26日付け消防特第  
10号）  
P 1 1
  
- 防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について  
（平成19年3月20日付け消防特第34号）  
P 1 3

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における  
事故防止等の徹底について（通知）

特定事業所における事故防止については、日頃から御尽力いただいているところですが、4月22日、別紙のとおり、山口県玖珂郡和木町の石油コンビナート等特別防災区域内において、危険物一般取扱所（レゾルシン製造装置）で緊急停止作業中に何らかの原因により爆発及び火災が発生し、作業員1名が死亡、事業所内外で計22名が負傷しました。

この事故については、現在、原因の究明が行われているところですが、同種事故の再発を防止するとともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について特定事業者に対し、必要な指導を適時適切に行っていただくとともに、周辺住民への情報提供等に関する体制の確認をお願いします。

また、貴道府県内の関係市町村に対してもこの旨情報の提供をお願いします。

記

- 1 緊急停止作業を行う際には、作業手順等の確認を行い、作業に携わる者全員に周知徹底を図ること。
- 2 危険な状態となった場合の従業員等に対する情報伝達、避難経路の周知等を徹底すること。
- 3 異常現象や事故の発生、対処の状況等について、特定事業所から関係地方公共団体への速やかな通報連絡を徹底すること。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

消 防 危 第 2 2 0 号

消 防 特 第 1 9 5 号

平 成 2 4 年 1 0 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

消防庁特殊災害室長

#### 化学プラントにおける事故防止等の徹底について

平成24年9月29日、株式会社日本触媒姫路製造所において、消防活動中の消防職員1名が殉職、消防職員23名を含む35名が負傷する（平成24年9月30日18時30分現在）爆発火災が発生しました（別紙）。

この事故については現在原因の究明が行われているところですが、平成24年4月22日には三井化学株式会社岩国・大竹工場において、また、平成23年11月13日には東ソー株式会社南陽事業所において死傷者を伴う爆発火災が発生していることにかんがみ、同種事故再発防止とともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について化学プラントを有する関係事業者に対し徹底いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨の情報提供をお願いします。

#### 記

- 1 化学反応を伴う製造工程、自己反応により温度・圧力が上昇するおそれのある化学物質等について、これらを安全に制御するための条件を再確認し、従業者に周知徹底すること。
- 2 異常が生じたかどうかの監視方法や判断指標（温度、圧力等）を再確認し、適切な運転管理を徹底すること。

- 3 暴走反応等異常な現象が生じた場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第1項の規定に基づき、直ちに消防機関に通報することを徹底すること。
- 4 爆発や火災の発生危険性及びその影響範囲について、現場対応に当たる従業者、また、現場到着した消防隊に周知し、適切に安全管理を行うことができるよう、あらかじめ計画、訓練等すること。
- 5 上記1～4について、必要に応じ、対策の見直しを図ること。

**【問い合わせ先】**

危険物保安室 三浦課長補佐、七條係長

電話 03-5253-7524（直通）、Fax 03-5253-7534

特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

消防危第 220 号  
消防特第 195 号  
平成 24 年 10 月 1 日

石油連盟会長  
石油化学工業会会長  
日本化学工業協会会長

} 殿

消防庁危険物保安室長

消防庁特殊災害室長

#### 化学プラントにおける事故防止等の徹底について

平成 24 年 9 月 29 日、株式会社日本触媒姫路製造所において、消防活動中の消防職員 1 名が殉職、消防職員 23 名を含む 35 名が負傷する（平成 24 年 9 月 30 日 18 時 30 分現在）爆発火災が発生しました（別紙）。

この事故については現在原因の究明が行われているところですが、平成 24 年 4 月 22 日には三井化学株式会社岩国・大竹工場において、また、平成 23 年 11 月 13 日には東ソー株式会社南陽事業所において死傷者を伴う爆発火災が発生していることにかんがみ、同種事故再発防止とともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について化学プラントを有する関係事業者に対し徹底いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 化学反応を伴う製造工程、自己反応により温度・圧力が上昇するおそれのある化学物質等について、これらを安全に制御するための条件を再確認し、従業者に周知徹底すること。
- 2 異常が生じたかどうかの監視方法や判断指標（温度、圧力等）を再確認し、適切な運転管理を徹底すること。
- 3 暴走反応等異常な現象が生じた場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、直ちに消防機関に通報することを徹底すること。

- 4 爆発や火災の発生危険性及びその影響範囲について、現場対応に当たる従業者、また、現場到着した消防隊に周知し、適切に安全管理を行うことができるよう、あらかじめ計画、訓練等すること。
- 5 上記1～4について、必要に応じ、対策の見直しを図ること。

**【問い合わせ先】**

危険物保安室 三浦課長補佐、七條係長

電話 03-5253-7524（直通）、Fax 03-5253-7534

特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

消 防 特 第 4 7 号  
平成 2 5 年 3 月 2 8 日

関係道府県消防防災主幹部長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等  
について（通知）

東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生しており、これに対処するための情報収集・伝達、事業者等による即応体制、事故現場での安全管理、住民避難等において課題が見られたところ です。

これらのことを踏まえ、消防庁では、平成 2 4 年 7 月から「石油コンビナート等防災体制検討会」（以下「防災体制検討会」という。）及び「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会」（以下「調査研究会」という。）を開催し、このたび、別添概要（別紙 1、2）のとおり報告書を取りまとめました。

本報告書を受けて、石油コンビナート等の大規模な災害に係る防災対策の充実強化等を図るため、下記のとおり「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 1 3 年 3 月 1 9 日付け消防特第 4 0 号）を一部改定するとともに、対策推進上の留意点等を取りまとめましたので通知します。

我が国においては、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生が懸念される中、人命安全の確保、エネルギーや産業基盤の強靱化、社会的機能の維持が急務であり、石油コンビナート防災の抜本的な強化が必要と考えられるところです。このことを踏まえ、関係各道府県におかれては、石油コンビナート等防災本部を中心とする管内の防災対策を推進するとともに、特定事業者に対し適切なご指導をお願いいたします。また、貴道府県内の関係市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 石油コンビナートの防災アセスメント指針の一部改定について

「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成13年3月19日付け消防特第40号)を別添冊子のとおり改定したこと(個別の改定事項については、別紙3「防災アセスメント指針改定の概要」を参照)。

#### <主な改定内容>

##### (1) 災害シナリオ等

- ① 地震・津波の想定に関するアセスメント上の考え方を整理(最大クラスの地震・津波に関する最新の知見を反映、地域防災計画上の想定と整合等)
- ② 東日本大震災における石油コンビナートの津波被害を踏まえ、津波による災害シナリオを追加。また、地震に伴う液状化やスロッシングの影響によるタンク等の被害シナリオを刷新
- ③ 東日本大震災における高圧ガスタンク爆発火災を踏まえ、BLEVE\*による災害シナリオを追加  
\*火災により加圧液化ガスの容器・貯槽が熱せられ、大気圧下での沸点より高い温度まで過熱し内圧が高まった状態で、容器・貯槽が破損して圧力が急激に下がり、内容液が突沸して爆発的に蒸発する現象。
- ④ 防油堤外や海上流出等を伴う災害拡大シナリオを追加
- ⑤ 東日本大震災やその後の爆発火災、海上流出事故等を踏まえ、災害発生危険度は相対的に小さいが災害影響度が周辺地域にも及ぶような大規模災害については、災害影響度を推定(定性的評価を含む。)して防災対策上考慮すべき対象として追加

##### (2) 災害の評価手法

- ① 災害シナリオの追加等に伴う災害発生危険度・災害影響度に関する評価手法を追加・刷新。また、定量的評価が技術的に難しい事象についても、防災対策上の参考として定性的な評価方法等を追加
- ② 東日本大震災による被害状況、国内外の知見を踏まえ、災害発生危険度・災害影響度の推定に関する算定式や指標等の追加・刷新等を実施

##### (3) 災害想定に基づく応急対策上の留意事項

- ① 災害想定の結果を活用し、地震・津波による電源や水源の機能喪失等への対処を含め、緊急停止に係る安全性向上の考え方を追加
- ② 大規模災害のシナリオを基に、従業者や周辺住民への情報伝達、避難誘導等の考え方を追加



## 2 石油コンビナート防災対策の充実強化等に係る取組事項について

上記1による防災アセスメント指針の一部改定、防災体制検討会及び調査研究会の報告書における提言等（別紙1、2）を踏まえ、石油コンビナート防災に携わる関係者にあつては、それぞれの防災対策の充実強化等を図ることが必要であること。特に、次の点については、速やかに取組みを進めることが重要であること。

- 関係道府県の石油コンビナート等防災本部においては、消防庁におけるアセスメント指針の改定を踏まえ、石油コンビナート等防災計画の災害想定を見直し、災害予防対策及び応急対策計画、石油コンビナート周辺住民の避難計画等へ反映していくこと。
- 特定事業者においては、調査研究会で取りまとめられた特定防災施設等の地震による影響評価マニュアル、地震及び津波による特定防災施設等の被害の防止又は軽減策、応急措置又は代替措置の例示等を活用し、特定防災施設等の地震対策及び津波対策を実施すること。また、設備の緊急停止に係る安全上の留意事項を踏まえ、緊急停止を行う際に設備が安全に停止できるように対応を検討すること。  
なお、本影響評価マニュアルは、影響評価の具体的な手順を示し、その中で条件設定等を変更することで、施設の代表的な形状・仕様を前提とした評価結果を示すものであること。もとより、本影響評価マニュアルによらず、特定事業者が、別途、詳細な評価を行うことを妨げるものではないことに留意されたいこと。
- 石油コンビナート等の管轄消防本部においては、本検討結果を、石油コンビナート災害が発生した際の消防活動、特定事業所が実施する地震対策及び津波対策を指導する際に活用すること。

※報告書の全文は、消防庁ホームページでご覧いただけます。

「石油コンビナート等防災体制検討会報告書（平成25年3月）」

([http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h24/sekiyu\\_bousaitaisei/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/sekiyu_bousaitaisei/index.html))

「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会報告書（平成25年3月）」

([http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h24/sekiyu\\_eikyohyoka/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/sekiyu_eikyohyoka/index.html))

### 【問い合わせ先】

特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

## 石油コンビナート防災体制検討会（主な提言骨子）

## 背景

東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生しており、これに対処するための情報収集・伝達、事業者等による即応体制、事故現場での安全管理、住民避難等において課題が見られた。

## 基本的な考え方

南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生が懸念される中、人命安全の確保、エネルギーや産業基盤の強靱化、社会的機能の維持が急務であり、大規模な被害を伴う災害事象にも適切に対処することができるよう、石油コンビナート防災の抜本的な強化が必要。

## 提言の主な内容

- 1 全体的な枠組みに関する事項
  - (1) 災害想定（防災アセスメント）における大規模災害への対応
    - 大規模被害を伴う災害事象の追加（津波、高圧ガスタンク火災等）
    - 評価結果の防災対策への反映 等
  - (2) 最大クラスの地震・津波に伴う石油コンビナート災害への対応の考え方
    - 当面の対応： 周辺地域の住民や関係事業所の従業者等の人命安全を最低限確保
    - 中長期的対応： 津波まちづくり等における都市計画や開発計画と連携して対応（防災緩衝地帯の設定等も検討）
  - (3) 石油コンビナート災害の特殊性に対応した防災体制の充実強化
    - ICTを活用した情報収集・伝達体制の強化
    - 自衛消防力・公設消防力の強化
    - 大規模災害時における石油コンビナート等防災本部の体制の明確化
  - (4) 石油コンビナート防災に係る継続的な改善の仕組み
- 2 個別の応急対策に関する事項
  - (1) 石油コンビナート等防災本部における迅速・円滑な情報把握
  - (2) 事業所における通報連絡や情報共有の徹底強化
  - (3) 地震及び津波発生時の自衛防災活動と安全管理（別紙3）
  - (4) 住民への適切な情報伝達及び避難誘導等（別紙4）
  - (5) コンビナート周辺の社会的に重要な施設への的確な情報伝達及び影響防止

検討会報告書を踏まえ、関係道府県の石油コンビナート等防災計画、事業所の防災規程など対策に反映（おって、消防庁から通知等により周知徹底）

石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会（主な提言骨子）

石油コンビナートの防災アセスメント指針

石油コンビナート等防災計画の中で定めなければならない災害想定の実施の際に活用されている石油コンビナートの防災アセスメント指針（H6制定、H13改訂）について、東日本大震災や最近の重大事故でみられる災害事象を踏まえて、災害発生・拡大シナリオを見直す必要がある。併せて、災害現象解析モデルの最新の知見を盛り込む。

- ・ 東日本大震災を踏まえ、津波や高圧ガスタンク火災（BLEVE）による災害シナリオを追加
  - ・ 長周期地震動及び液化化による災害シナリオを刷新。
  - ・ 東日本大震災を踏まえ、災害発生危険度・災害影響度の推定に関する算定式や指標等を追加・刷新
  - ・ 避難計画の考え方、緊急停止に係る安全上の留意事項を追加 等
- 各防災本部が行う防災計画の見直しを促進

特定防災施設等の地震による影響評価方法

平成24年3月30日消防特第63号で通知した「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」において、特定事業者は設置されている施設・資機材等の被害発生の評価を行うこととしているところ。

このため、流出油等防止堤・消火用屋外給水施設・非常通報設備について、地震動により受ける影響の評価の簡易な方法（マニュアル）を示す必要がある。

- 流出油等防止堤・消火用屋外給水施設・非常通報設備について、地震動により受ける影響の評価の簡易な方法（マニュアル）を作成。
- 各事業所における特定防災施設等の評価への取組を促進。

特定防災施設等の地震・津波への対処等

特定防災施設（流出油等防止堤・消火用屋外給水施設）の技術基準では、地震動に関する部分は現行の技術基準（省令、運用通知）で触れられているが、津波に関しては規定がない。このため、東日本大震災での被害状況を踏まえ、現行の技術基準の妥当性について検討する必要がある。

- 東日本大震災においても、現行の技術基準で設置された特定防災施設には顕著な被害が見受けられなかったことから、技術基準の内容はおおむね妥当。一方、応急対応については、最大クラスの地震・津波を想定した体制の構築が必要（具体的な応急対策・代替措置を例示）。
- 各事業所の応急対策上の取組みを促進

調査研究会結果を踏まえ、消防庁においてアセスメント指針改定等を実施（関係道府県の石油コンビナート等防災計画、事業所の防災規程に反映等）

消 防 特 第 1 0 号

平成19年1月26日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

広域共同防災規程作成指針及び広域共同防災規程作成指針の概説等について（通知）

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第353号。以下「改正令」という。）及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第159号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ平成17年12月1日に施行され、特定事業者による大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤（以下「大容量泡放射システム」という。）の配備が平成20年11月30日までに義務づけられました。

また、広域共同防災組織は石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号。以下「改正法」という。）に基づき、行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について、広域共同防災規程を定めなければならないこととされています。

広域共同防災規程に掲げる事項については改正省令において定められましたが、今般、「広域共同防災規程作成指針及び広域共同防災規程作成指針の概説」を別紙1のとおり作成しましたので、下記事項にも留意し、執務上の参考としてください。

なお、貴道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようよろしくお願いいたします。

#### 1 広域共同防災規程の付属書について

広域共同防災規程には、改正省令第30条第1項に掲げる事項をそれぞれ定める必要があるが、その際「石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について」（平成18年3月23日付け消防特第31号）第四に示すとおり、警防計画及び警防活動計画（以下「警防計画等」という。）を広域共同防災規程の付属書として添付する必要があること。

また、この場合の警防計画等とは、広域共同防災組織が防災活動で使用する大容量泡放射システムについて、広域共同防災組織（特定事業者）が以下の項目について確認し

たものであること。

- ア 定められた性能以上の能力があること
- イ 使用する泡消火薬剤がタンク火災に適したものであって、かつ、当該泡放射砲で使用できるものであること
- ウ 当該泡放射砲が、適切な放射角度、放射距離に部署できること
- エ 必要な時間内に部署できること
- オ 大容量泡放射システムを適切に運用できる人員が確保できていること
- カ 大容量泡放射システムを使用できる十分な水利が確保できていること
- キ 機能を常時維持できること
- ク 各タンクに対しての警防活動計画が適切であること
- ケ その他

なお、これらの確認にあたっては、各項目ごとに確認すべき内容及び確認に必要な書類等について、「大容量泡放射システムの配置におけるチェックポイント」として別紙2のとおり定めたので参考にされたい。

## 2 休止状態の浮き屋根式屋外貯蔵タンクに係る警防計画等について

広域共同防災組織において大容量泡放射システムを配備する場合、休止状態の直径34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンク（以下「休止タンク」という。）に関しては、休止している期間中は、警防計画等の作成は必要はないものであること。ただし、当該特定事業所に係る広域共同防災規程の警防計画等に休止タンクであることを明確にするものであること。また、当該休止タンクの使用を再開する場合には、警防計画等を作成し広域共同防災規程に追加添付するものであること。

特定事業所内全てのタンクが休止タンクである場合は、広域共同防災規程には当該特定事業所に係る警防計画等は添付されないこととなるが、この場合、広域共同防災規程の構成事業所の一覧には当該特定事業所名を記載し、タンクが休止状態であることを明確にするものであること。

なお、この場合の「休止タンク」とは、石油コンビナート等災害防止法第2条第1号に規定する「石油等」の貯蔵が一定の期間行われず、市町村規則に基づく届出等により、市町村長等が休止状態を把握しているタンクのことをいうものであること。

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について（通知）

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第353号）及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第159号）がそれぞれ平成17年12月1日に施行され、特定事業者による大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤（以下「大容量泡放射システム」という。）の配備が平成20年11月30日までに義務づけられたことから、大容量泡放射システムを広域共同防災組織において配備した場合の「広域共同防災規程の作成指針及び概説」については、「広域共同防災規程作成指針及び広域共同防災規程作成指針の概説等について」（平成19年1月26日付け消防特第10号）により既に示したところです。

このたび、大容量泡放射システムを自衛防災組織又は共同防災組織において配備した場合について、新たに「防災規程の作成指針及び概説」及び「共同防災規程の作成指針及び概説」を別紙1及び別紙2のとおり作成しましたので、下記の事項にも留意し、執務上の参考にするとともに、貴道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようよろしくお願いします。

また、従来から特定事業所の作成する防災規程及び共同防災規程については、「防災規程作成指針及び防災規程作成指針の概説について」（平成16年11月30日付け消防特第227号以下「227号通知」という。）を参考とし指導していただいているところですが、内容についてより適切な表現にするため別紙3及び別紙4のとおり一部を修正しましたので、執務の参考にするとともに、貴道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようよろしくお願いします。なお、これに伴い、227号通知は廃止します。

1 大容量泡放射システムを自衛防災組織又は共同防災組織において配備した場合の防災規程等について

自衛防災組織に大容量泡放射システムを配備した場合の当該自衛防災組織の防災規程の作成指針及び概説を別紙1に、大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の共同防災規程の作成指針及び概説を別紙2に示すので参考にすること。

※ 別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅰ 防災規程」のB、E事業所の防災規程、「Ⅱ 共同防災規程」の大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の共同防災規程についての作成指針及び概説を指す。

## 2 大容量泡放射システムの配備に伴う関係防災組織の防災規程への追加事項について

大容量泡放射システムの配備に伴い、新たに関係する自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の各防災組織間の関係を各防災規程において明確にしておく必要があることから、今回示した防災規程等の作成指針及び別紙5に示す「特定事業者における防災組織間の関係」を参照し、指揮命令系統、活動に関する連携、連絡体制及び連携訓練等、必要な事項を関係防災組織の防災規程に追加記載するよう特定事業者を指導すること。

例)・別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅱ 共同防災規程」のF事業所の自衛防災組織の防災規程には、大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織との関係を明確にするために、指揮命令系統、活動に関する連携、連絡体制及び連携訓練等について記載する必要がある。

・別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅲ 広域共同防災規程」のF事業所の自衛防災組織の防災規程には、共同防災組織3及び広域共同防災組織との関係を明確にするために、指揮命令系統、活動に関する連携、連絡体制及び連携訓練等について記載する必要がある。

## 3 大容量泡放射システムの配備が必要ない自衛防災組織の防災規程について

直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクが所在しないような、大容量泡放射システムの配備が必要ない特定事業所の自衛防災組織の防災規程の作成指針及び概説について別紙3に示すので参考にすること。

なお、当該自衛防災組織の防災規程の作成指針は、227号通知における防災規程の作成指針及び概説をより適切な表現にするための一部修正であることから、当該特定事業者が防災規程を修正する場合等の参考資料として活用されたい。

※ 別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅰ 防災規程」のA、C、D事業所の防災規程についての作成指針及び概説を指す。

## 4 大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織以外の共同防災組織の防災規程について

大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織以外の共同防災組織の共同防災規程の作成指針及び概説について別紙4に示すので参考にすること。

なお、当該共同防災組織は、構成事業所に大容量泡放射システムの配備を要する事業所があり、当該構成事業所が大容量泡放射システムを備え付けるために別に共同防災組織を設置している場合は、上記2に示したとおり当該共同防災組織との関係を明確にする必要があるので留意されたい。

※ 別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅱ 共同防災規程」の共同防災組織1、2、3の共同防災規程についての作成指針及び概説を指す。